

特別養護老人ホーム「メディケア千曲中央」

入居申し込み受付中

平成29年4月中旬に、特別養護老人ホーム「メディケア千曲中央」が開所しました。

入居ご希望の方は、下記までご連絡ください。

担当者が説明のうえ入居申し込み書類をお渡しします。

入居対象者は、原則要介護3以上、千曲市民の方が対象です。

また、介護スタッフ・看護スタッフ、特に朝・夕の短時間勤務が可能な方を募集しています。

申し込み、問い合わせ先: TEL 026-274-7025

【施設の概要】

経営主体	社会福祉法人大西福祉会
理事長	大西雄太郎
施設名	メディケア千曲中央
所在地	千曲市大字桜堂367番地3(千曲中央病院前)
電話番号	026-274-7025
運営方針	利用者お一人おひとりの尊厳を守り、利用者に「長生きして良かった」、 「入居して良かった」と心から喜んでいただける施設をめざします
利用定員	特別養護老人ホーム 29名 老人短期入所 10名
建築構造	鉄骨造り2階建
敷地面積	1,156㎡
建築面積	783㎡
建築延面積	1,570㎡

社会福祉法人大西福祉会定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人短期入所事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人大西福祉会という。

(経営の原則等)

- 第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
- 2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を長野県千曲市大字桜堂字西沖 367 番地 3 に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7人を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
 - 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営について

の細則は、理事会において定める。

- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が300,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必

要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に定めのある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他の法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理 事 6名

(2) 監 事 2名

- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の監査をすることができる。

(役員任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第27条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 長野県千曲市大字桜堂字西沖 367 番地 3 所在の鉄骨造 2 階建特別養護老人ホームメディアケア千曲中央 1 棟(1,560.935 平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、千曲市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、千曲市長の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下に同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1号書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の供覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散及び合併

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第40条 合併しようとするときは、評議員総数の3分の2以上の同意を得て、千曲市長の認可を受けなければならない。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、千曲市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を千曲市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人大西福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	大西雄太郎
理事	大西富佐恵
〃	柴田 廉
〃	廉澤和夫
〃	松本 功
〃	酒井眞司
監事	宮坂省二
〃	中村 勤

附 則

(施行期日)

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人大西福社会役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大西福社会(以下「法人」という。)の役員(常勤の職員を除く。)、評議員及び評議員選任・解任委員会委員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬の支給)

第2条 役員等に対しては、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、報酬を支給するものとする。

(報酬の額の算定方法)

第3条 常勤の理事に対する報酬の額は、月額350,000円の範囲内で、理事会において決定する。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、理事会への出席1回につき、10,000円とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席1回につき、10,000円とする。
- 4 評議員選任・解任委員会委員の報酬の額は、委員会への出席1回につき、10,000円とする。

(報酬の支給方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬の支給時期は、毎月25日(支給日が銀行休業日の場合は、前営業日)に支払うものとする。

- 2 非常勤の役員、評議員及び評議員選任・解任委員会委員の報酬は、それぞれ理事会、評議員会、監査会及び評議員選任・解任委員会に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第5条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(費用弁償)

第6条 法人の役員等が、理事会、評議員会、監査会及び評議員選任・解任委員会に出席するため、あるいは法人の業務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、法人の役員等の居住地を出発地とし、交通費及び宿泊費等については旅費規程の定めるところによる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を行う。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成28年5月24日から施行する。

平成28年11月24日 一部改正

社会福祉法人大西福祉会役員等名簿

平成30年6月30日現在

役職名	氏名	住所	任期		備考
			始期	終期	
理事長	大西雄太郎	千曲市大字杭瀬下	29.6.30	31.6	
理事	大西富佐恵	千曲市大字杭瀬下	29.6.30	31.6	
"	柴田廉	千曲市大字八幡	29.6.30	31.6	
"	廉澤和夫	千曲市大字新田	29.6.30	31.6	
"	松本功	千曲市大字稻荷山	29.6.30	31.6	
"	中島好二	千曲市大字粟佐	29.6.30	31.6	施設長
監事	宮坂省二	千曲市大字小島	29.6.30	31.6	
"	中村勤	千曲市大字小島	29.6.30	31.6	

社会福祉法人大西福祉会評議員名簿

平成30年6月30日現在

役職名	氏名	住所	任期		備考
			始期	終期	
評議員	小川修一	千曲市杭瀬下	29.4.1	33.6	
"	和田英幸	千曲市大字屋代	29.4.1	33.6	
"	北島武重	千曲市大字森	29.4.1	33.6	
"	市川泉	千曲市大字桜堂	29.4.1	33.6	
"	小林俊一	千曲市大字杭瀬下	29.4.1	33.6	
"	西澤俊	千曲市大字屋代	29.4.1	33.6	
"	渡辺好和	千曲市大字屋代	29.4.1	33.6	

法人単位資金収支計算書

(自) 平成29年 4月 1日 (至) 平成30年 3月31日

第一号第一様式 (第十七条第四項関係)

(単位: 円)

勘定科目		予 算	決 算	差 異	
事業活動による収支	収 入	0165 介護保険事業収入	130,710,000	115,199,658	15,510,342
		0199 経常経費寄附金収入	1,000,000	1,000,000	
		0200 受取利息配当金収入	1,000	97	903
		0201 その他の収入	1,700,000	1,764,872	△64,872
		事業活動収入計(1)	133,411,000	117,964,627	15,446,373
	支 出	0129 人件費支出	84,629,000	82,384,124	2,244,876
		0130 事業費支出	18,799,000	16,441,383	2,357,617
		0131 事務費支出	25,129,000	23,712,811	1,416,189
		0137 支払利息支出	1,220,000	1,217,168	2,832
		0138 その他の支出	15,000	2,120	12,880
事業活動支出計(2)		129,792,000	123,757,606	6,034,394	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		3,619,000	△5,792,979	9,411,979	
施設整備等による収支	収 入	0207 固定資産売却収入		177,000	△177,000
		施設整備等収入計(4)		177,000	△177,000
	支 出	0144 固定資産取得支出		177,000	△177,000
		施設整備等支出計(5)		177,000	△177,000
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)					
その他の活動による収支	収 入	その他の活動収入計(7)			
		0152 積立資産支出	1,894,000		1,894,000
	支 出	その他の活動支出計(8)	1,894,000		1,894,000
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△1,894,000		△1,894,000
予備費支出(10)			—		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		1,725,000	△5,792,979	7,517,979	
前期末支払資金残高(12)		16,395,637	16,395,637		
当期末支払資金残高(11)+(12)		18,120,637	10,602,658	7,517,979	

法人単位事業活動計算書

(自) 平成29年 4月 1日 (至) 平成30年 3月31日

第二号第一様式 (第二十三条第四項関係)

(単位: 円)

勘定科目		当年度決算	前年度決算	増減	
サービス活動増減の部	収益	0056 介護保険事業収益	115,199,658	115,199,658	
		0089 経常経費寄附金収益	1,000,000	29,000,000	
		サービス活動収益計(1)	116,199,658	29,000,000	
	費用	0015 人件費	84,009,124	2,574,000	
		0016 事業費	16,441,383	8,781,938	
		0017 事務費	23,712,811	9,013,455	
		0027 減価償却費	11,276,578	939,708	
		0028 国庫補助金等特別積立金取崩額	△3,518,879	△293,235	
			サービス活動費用計(2)	131,921,017	21,015,866
		サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	△15,721,359	7,984,134	
サービス活動外増減の部	収益	0093 受取利息配当金収益	97	221	
		0098 その他のサービス活動外収益	1,764,872		
		サービス活動外収益計(4)	1,764,969	221	
	費用	0033 支払利息	1,217,168	308,708	
		0038 その他のサービス活動外費用	2,120		
			サービス活動外費用計(5)	1,219,288	308,708
		サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	545,681	△308,487	
		経常増減差額(7)=(3)+(6)	△15,175,678	7,675,647	
	特別増減の部	収益	0100 施設整備等補助金収益		141,839,000
			特別収益計(8)		141,839,000
費用		0044 国庫補助金等特別積立金積立額		141,839,000	
			特別費用計(9)		141,839,000
	特別増減差額(10)=(8)-(9)				
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	△15,175,678	7,675,647		
繰越活動増減差額の部		前期繰越活動増減差額(12)	7,675,647	7,675,647	
		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	△7,500,031	7,675,647	
		基本金取崩額(14)			
		その他の積立金取崩額(15)			
		その他の積立金積立額(16)			
		次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	△7,500,031	7,675,647	

法人単位貸借対照表

平成30年 3月31日現在

第三号第一様式（第二十七条第四項関係）

（単位：円）

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
0001 流動資産	24,556,565	18,669,739	5,886,826	0006 流動負債	13,953,907	2,274,102	11,679,805
1111 現金預金	2,098,050	18,669,739	△16,571,689	2112 事業未払金	13,953,907	2,274,102	11,679,805
1131 事業未収金	22,458,515		22,458,515	0007 固定負債	377,295,000	375,670,000	1,625,000
0002 固定資産	497,219,197	508,495,775	△11,276,578	2311 設備資金借入金	375,670,000	375,670,000	
0003 基本財産	488,677,501	498,667,501	△9,990,000	2321 退職給付引当金	1,625,000		1,625,000
1212 建物	488,677,501	498,667,501	△9,990,000	負債の部合計	391,248,907	377,944,102	13,304,805
0004 その他の固定資産	8,541,696	9,828,274	△1,286,578	純 資 産 の 部			
1315 車輛運搬具	645,313	866,563	△221,250	0010 国庫補助金等特別積立金	138,026,886	141,545,765	△3,518,879
1316 器具及び備品	7,895,383	8,960,711	△1,065,328	3211 国庫補助金等特別積立金	138,026,886	141,545,765	△3,518,879
1324 投資有価証券	1,000	1,000		0012 次期繰越活動増減差額	△7,500,031	7,675,647	△15,175,678
				3311 次期繰越活動増減差額	△7,500,031	7,675,647	△15,175,678
				3312 (うち当期活動増減差額)	△15,175,678	7,675,647	△22,851,325
資産の部合計	521,775,762	527,165,514	△5,389,752	純資産の部合計	130,526,855	149,221,412	△18,694,557
				負債及び純資産の部合計	521,775,762	527,165,514	△5,389,752